

○国家公安委員会告示第五十二号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十月二十六日

国家公安委員会委員長 山本 順三

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

名称 ジャマア・ヌスラ・アル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン (Jama'a Nusrat ul-Islam wa al-Muslimin (JNIM) (original script : جماعة نصرة الإسلام والمسلمين))

別名 不明

旧名称 不明

所在地 不明

名簿に記載された年月日 2018年10月4日

名簿記載者公告番号 QE-83

その他参考となるべき事項 アル・カーイダ（QE-1）、イスラム・マダグレブ諸国のアル・カーイダ組織（QE-8）、アンサール・エッディーン（QE-59）及びアル・ムラービトゥーン（QE-65）と連携。マリ及びブルキナファソにおいて活動。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/xxx>